

FP・弁護士・税理士・不動産鑑定士
専門家集団が斬る
賃貸住宅市場

民法は、判断能力・精神的能力に問題がある人を保護するため、「成年後見」制度、「保佐」制度、「補助」制度を設けています。これら三つの制度を総称して「成年後見制度」と言うことにはなりません。それぞれ、一定の場合に、家庭裁判所によって「成年後見人」「保佐人」「補助人」が選任されます。そして、保護される立場の人(本人)を「成年被後見人」「被保佐人」「被補助人」と呼びます。

本誌6月15日号では高齢者の財産管理について述べています。高齢者であっても自分の財産を自由に管理できるのが原則です。ただし、高齢によって判断能力・精神的能力に衰えがある場合、その本人が自由に財産を管理できるとすると、かえって本人の利益を害することにもつながります。今回は、前回の続編として、高齢者の財産管理のための制度について考えてみましょう。

①精神上の障害により
 ②その能力が「著しく不十分である者」

任意後見制度で事前的措置が可能

成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代理する代理権を有する(民法859条)。保佐人、補助人は、それぞれ家庭裁判所の審判によって本人(被保佐人や被補助人)のために特定の法律行為の代理権が付与される(民法876条の4、民法876条の9)。



弁護士
 平松英樹氏(41)

著者プロフィール
 1968年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。不動産管理会社勤務を経て弁護士登録(東京弁護士会)。EMG総合法律事務所(東京都中央区京橋1-14-15土屋ビル4階)、EMG有限責任事業組合、首都圏マンション管理士会などに所属。

第53回 高齢者の財産管理制度

後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代理する代理権を有することになります(民法859条)。ちなみに保佐人や補助人については、それぞれ家庭裁判所の審判によって本人(被保佐人や被補助人)のために特定の法律行為の代理権が付与されること(民法876条の4、民法876条の9)。

迅速なのは委任契約か信託

公正証書要らず柔軟な委任に対応

2 任意後見制度
 民法上の成年後見制度は、すでに判断能力・精神的能力に問題がある人を保護するための制度であり、いわば事後的措置と言えます。

3 委任契約・準委任契約
 高齢者の財産管理に
 関する法律に基づく制
 度は、本人が、将来の
 判断能力・精神的能力に
 衰えに備えて、予め、受
 任者に一定の事務の代理
 権を付与する委任契約を
 結んでおき、実際に判断
 能力が不十分な状況にな
 ったときに、家庭裁判所
 の関与(任意後見法2条
 ・4条)のもと契約の効
 力を発生させる制度で
 れます。もちろん、この

約における任意後見人の職務は法律行為の代理とありませぬ。登記制度もありません。したがって、実務的には様々な問題がう
 社会的信用も確立されておられませぬ。登記制度もありません。したがって、実務的には様々な問題がう
 目的を明確にしておけば、Aさんが考えていることも実現できるでしょう。

民法上の成年後見制度

判断能力・精神的能力に問題がある人の保護を目的とする。

①「成年後見」制度
 ②「保佐」制度
 ③「補助」制度

A成年被後見人・精神上の障害により事を弁識する能力を「著しく不十分である者」(民法7条) B被保佐人・その能力が「著しく不十分である者」(民法11条) C被補助人・その能力が「不十分である者」(民法15条)。

・成年後見人等の代理権

成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代理する代理権を有する(民法859条)。保佐人、補助人は、それぞれ家庭裁判所の審判によって本人(被保佐人や被補助人)のために特定の法律行為の代理権が付与される(民法876条の4、民法876条の9)。

4 信託
 最後に信託について簡単に触れておきましょう。例えば、高齢者Aさんが、将来の自分の精神的能力の衰えに備え、不動産の管理運用をBに委託し、自分はそのから得られる利益(金銭)を継続的に(自分が死亡するまで)受け取りたいと考えておきましょう。このような場合、Aを委託者、Bを受託者(なお、不動産の所有権はBに移転します)、A本人を受益者として、信託契約(自益信託)を結ぶ方法も考えられます。信託に関しては信託法や信託業法等の規律に従うこととなりますが、信託目的を明確にしておけば、Aさんが考えていることも実現できるでしょう。